

うちはDXするんだ!!に  
お勧め助成金あり☑

R8年締め切り迫る

人材開発支援助成金・リスクリングタイプ  
人への投資促進コース

# リスキリングって???

下記厚労省パンフより

新たな事業展開とかDXってなんなのさ?

## 「事業展開」とは

新たな製品を製造し又は新たな商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業※1や業種※2を転換することや、既存事業の中で製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

※1 総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいいます。

※2 総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は再分類の産業をいいます。

- ▶例：・新商品や新サービスの開発、製造、提供又は販売を開始する  
・日本料理店が、フランス料理店を新たに開業する  
・繊維業を営んでいた事業主が、医療機器の製造等、医療分野の事業を新たに開始する  
・料理教室を経営していたが、オンラインサービスを新たに開始する 等

## 「デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化」とは

ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

- ▶例：・ITツールの活用や電子契約システムを導入し、社内のペーパーレス化を進めた  
・アプリを開発し、顧客が待ち時間を見えるようにした  
・顔認証やQRコードなどによるチェックインサービスを導入し手続きを簡略化した 等

いくら助成してくれるの？

•助成率**75%** デス

ついでに賃金助成も960円/時間ついてくる!!

従業員にリス金リング訓練を提供しようと思う

**事業主さんにはメリット**しかない!!

# ウチももらえるのかな (AかBどちらかに該当すればOK)

普通の事業者  
だったら  
貰える  
ってことね

主たる事業	A 資本金の額または出資の総額	B 企業全体で常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

# どんな事業主・対象者だれなの？

## ★支給対象となる事業主

次の「すべて」の要件を満たす必要があります。

1	雇用保険適用事業所の事業主であること
2	労働組合等の意見を聴いて事業内職業能力開発計画およびこれに基づく職業訓練実施計画届を作成し、その計画の内容を労働者に周知していること
3	職業能力開発推進者を選任していること

## ★支給対象となる労働者

次のすべての要件を満たす必要があります。

1	助成金を受けようとする事業所が実施する訓練等を受講させる事業主の事業所において、 <b>被保険者であること</b>
2	<b>訓練実施期間中において、被保険者であること</b>
3	職業訓練実施計画届時に提出した「 <b>訓練別の対象者一覧</b> 」(様式第4-1号)*に記載のある被保険者であること ※ 定額制サービスによる訓練の場合は、「定額制サービスによる訓練に関する対象者一覧」(様式第4-2号)に記載のある被保険者であること
4	訓練を受講した時間数が、 <b>実訓練時間数の8割以上</b> であること ※ 「実訓練時間数」とは、計画した総訓練時間数から支給対象外である時間(移動時間等)や対象外となる訓練内容の時間を除外した、本助成金の支給対象となる時間数を言います。 ※ eラーニングによる訓練等(同時双方向型の通信訓練を除く。)、通信制による訓練等及び定額制サービスによる訓練の場合は、この要件の例外となります。ただし、教育訓練機関が発行する「受講を修了したことを証明する書類(修了証等)」や「訓練の実施状況が分かる書類(LMS情報等)」などの書類により、訓練を修了していることを確認しています。

雇用保険に入っているパートさんもOKなのね

幅広いね

※もう少し細かい条件ありますが主にこんなところです。

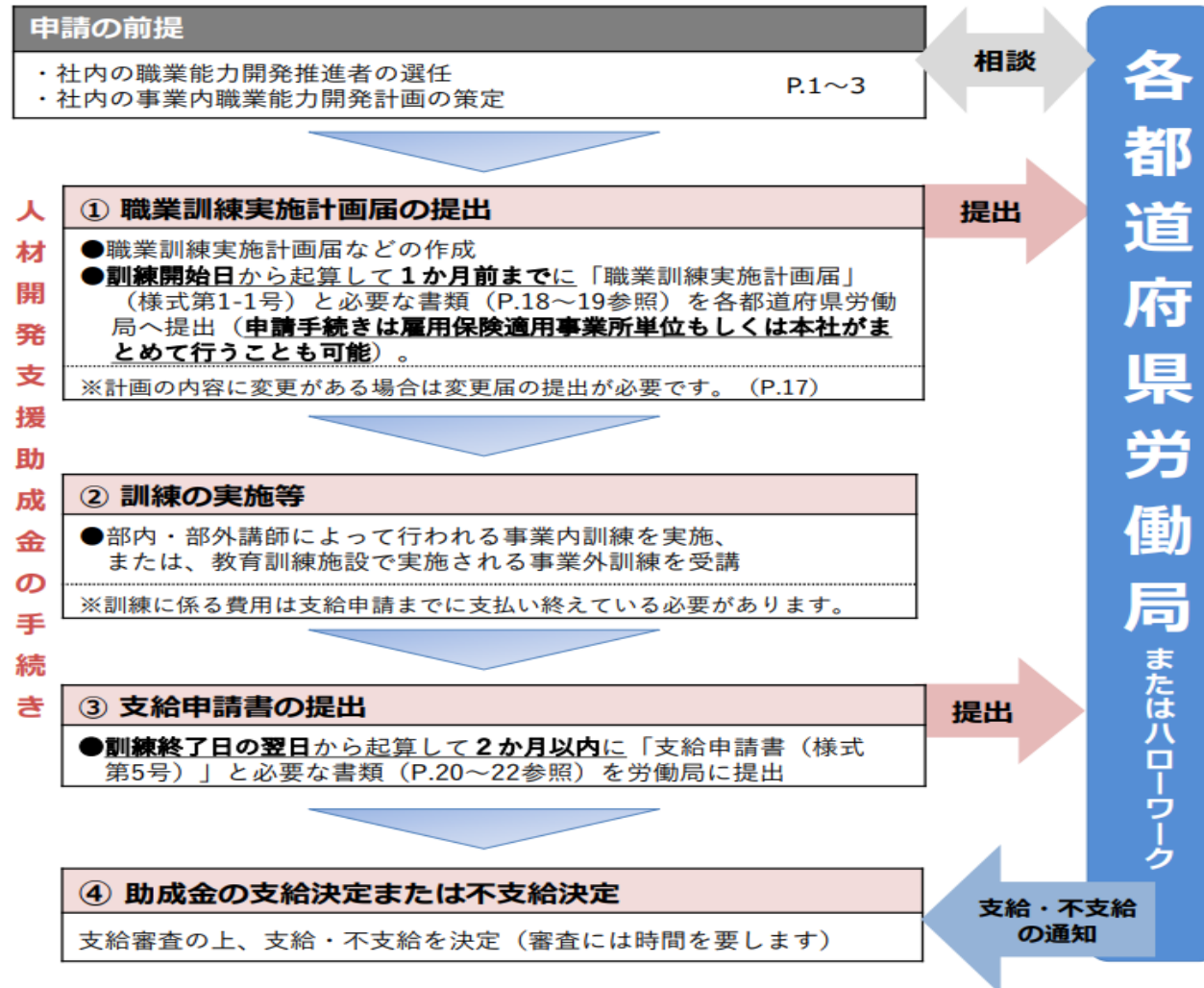
# どんな訓練を どのくらいやるのが条件??

参加労働者全員  
の受講時間の  
合計が10時間  
以上とは

ハードル低いね

訓練対象者	申請事業主における被保険者
基本要件	<p>▶OFF-JTにより実施される訓練であること</p> <p>▶実訓練時間数が10時間以上※であること</p> <p>▶次の① または ②の <b>いずれか</b> に当てはまる訓練であること ただし、①の事業展開については、訓練開始日（定額制サービスによる訓練の場合は契約期間の初日）から起算して、<u>3年以内に実施される予定のもの又は6か月以内に実施したものであるものに限る。</u></p> <p>① 事業展開を行うにあたり、新たな分野で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練</p> <p>② 事業展開は行わないが、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進める場合にこれに関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練</p> <p>※ eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等については、標準学習時間が10時間以上または標準学習期間が1か月以上であること。</p> <p>※ 定額制サービスによる訓練の場合は、各支給対象労働者の受講時間（標準学習時間）の合計時間数が、支給申請時において10時間以上であること。なお、この10時間は、実際の動画の視聴等の時間ではなく、標準学習時間によりカウントします。</p>

# 申請の流れ



# 助成金の申請って面倒なんじゃないの

- TOP社労士事務所がお手伝いします。

<https://top-sr.com/>



令和8年度が最終年度です「急ぎましょう」

また、毎年申請できるので

令和6年 令和7年 令和8年と、まだあと三回使えますよ～っ